

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 8 月 定 例 会 ——

平成18年8月29日（火）

開 催 日 時 平成18年8月29日（火） 午後2時00分～午後3時23分  
開 催 場 所 市役所5階505会議室  
出 席 委 員 堀内敏宏委員長  
小池貞雄委員長職務代理者  
伊藤文代委員  
吉田昌子委員  
坂井康宣教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
大橋直子教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
中澤史充学務課長  
諸井康次学務課長補佐  
有川知樹指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
阿部裕生涯学習推進課長補佐  
大沼卓郎体育課長  
島林正美公民館長  
大滝安定図書館長補佐  
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

それでは、ただいまから教育委員会の8月定例会を開催いたします。

初めに、小平市教育委員会会議規則第3条第4項に基づき、議題を日程に追加いたします。

追加の議事日程をご覧ください。

（署名委員）

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、小池委員長職務代理者及び私、堀内でございます。

それでは、本日の議題に入ります。

## (委員長報告事項)

### ○堀内委員長

初めに、委員長報告事項ですが、これは3件ございまして、いずれも東京都市町村教育委員会連合会に関連したものでございます。研修推進委員会、常任理事会及び理事会等についてでございますが、御承知のように東京都市町村教育委員会連合会に小平市教育委員会からは小池委員長職務代理者が常任理事として参加していただいております。したがって、この3件を一括して小池委員長職務代理者から報告をお願いいたします。

### ○小池委員

それでは、御報告申し上げます。

委員長からも先ほどお話がありましたように、これは3件ございますけれども、内容的にはほとんど同じでございます。ですから、一番最後の東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会、この資料をベースにいたしまして、報告をさせていただきたいと思っております。

8月2日に研修推進委員会というものがございまして、その後8月21日に常任理事会と理事会がございました。

いずれも東京自治会館で行われておりまして、私と教育庶務課長補佐の石川さんと御一緒に出席させていただきました。

それでは、この議題に沿って簡単に報告いたしますが、まず研修推進委員会の委員長に町田市の岡田英子委員長、副委員長には福生市の清水希益さんがなられました。

それから2番目の管外研修の件でございますが、これは10月18日、水曜日でございますが、日帰り研修になっておりまして、これは山梨県甲府市の勝沼ワイナリーと山梨県立美術館に決定いたしました。立川に8時30分集合ということになっております。出発は9時、帰りは立川解散で17時の予定でございます。

それから、3番目。これは研修会でございますが、平成19年2月2日午後2時から、50周年記念行事として研修会が企画されてございますが、講師が未決定でございまして、最初かなり著名な方をお願いしてきたんですが、どうやらそちらの方が無理のようございまして、今のところ講師候補として挙げられておりますのは、菅野純氏。早稲田大学の人間科学研究科の日本教育カウンセラー協会の理事をなさっている方、これが第一候補になっております。そのほかに、フジテレビのニュースキャスターであります、黒岩祐治さん、それから読売テレビの報道局の解説員であります辛坊治郎さん、この3人が講師候補として挙がっております。ただ、この日はたぶん、ほかの行事があったと思いますので、これは私だけの出席になると思います。

それから、4番目のブロック別研修会の話でございますが、私たちの所属しております第3ブロック研修会は、11月6日(月)全生園研修棟会議室におきまして、講師は全生園前自治会会長であります平沢保治さんという方が、講師でお話をさせていただきます。テーマは、まだ仮の題でございますが、「東村山市の人権活動の展開について」というタイトルになっております。

それから、5番目の理事研修会でございますが、これはこの理事会が終わりました後、3時か

ら行われました。講師は、多摩教育事務所の指導課長をなさっておられます、堀竹充さんがされました。講演内容は「東京都の教育の動向」ということをごさいます、内容的には私ども何回か聞いた話ではございましたけれども、要領よくきちんと体系的にまとめられておまして、非常にわかりやすく感じました。この講演会で特に強調されておりましたのは、学校経営に求められているものとして経営責任の明確化と、それから参加型学校経営の推進、この2点を強調されておりました。それから、また、求められる学校教育としては、人間力の育成、それから安全に生活できる学校、組織的に機能する学校、教育活動の透明性が高い学校、この4点を強調されておまして、これらを通じて学校教育に対する信頼の回復が重要であるという点を強調されておられました。そのほかに、東京都の教育課題として今どういう授業が行われているかという、こういった話もございました。以上この3点についてお話がありました。また第2回目が、1月の16日にもございしますが、このときは多摩教育事務所長の柴崎正次さんからのお話がある予定でございします。

それから、次は協議事項でございしますが、関東甲信静への新潟県連の加入について、新潟県連の方から要望書が出ております。これは、経済圏が東京に近いとか、そういうことございしますが、基本的には特に問題がなかろうということで、了解されております。

それから協議事項の2は、表彰規程の改正でございまして、一つは慶弔金の廃止ということに決まりました。それから、表彰の方も、記念品をやめて賞状だけにしようというお話になりました。

それから協議事項の3でございしますが、これは予算の点ですが、連合会の負担金はまだ10月1日の人口が基礎となっておりますが、このデータで決められないということで、後日決定ということになっております。

それから、平成19年度の宿泊研修が予定されておるわけですが、これは日程とか場所、その他、全く未定でございまして、負担金だけが2万5,000円と決まっているようございします。

それから、関東甲信静市町村教育委員会連合会総会が、平成19年5月17日（木曜日）に静岡県富士市文化会館のロゼシアターというところで行われる予定でございします。予算等は未定でございします。

以上の点がこの会議の主な点でございました。

それから、その他の報告事項ですが、これは一覧表が出ていたのですが、また後ほど、これにつきましては連絡があると思います。

以上でございします。

#### (教育長報告事項)

##### ○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項に入ります。

教育長報告事項（1）市議会9月定例会について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

教育長報告事項（１）市議会９月定例会について、報告いたします。資料はございません。

市議会９月定例会は、９月４日から同月２７日まで開催される予定でございます。９月５日に代表質問が、同月６日から８日までの３日間に一般質問がございまして、同月１３日には、生活文教委員会が開催されます。

定例会の審議結果等につきましては、次回の教育委員会で報告いたしたいと存じます。

以上でございます。

### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）市内小中学校プール等の安全対策について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

### ○坂井教育長

教育長報告事項（２）市内小中学校プール等の安全対策について、報告いたします。資料No.4をご覧ください。

本件は、７月３１日に埼玉県ふじみ野市で発生した「流れるプール」での事故を契機に、報道等により話題となっているプールの安全対策について、市教育委員会における現時点の経過及び対応状況について報告するものです。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より報告させます。

### ○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

### ○阿部教育庶務課長

それでは、御心配をおかけしました「市内小中学校プール等の安全対策について」、説明申し上げます。

市内の小・中学校プール等の使用中止につきましては、既に委員の皆様へ御連絡をさせていただいているところですが、その後の経過等も含めまして、御報告させていただきます。

去る７月３１日に発生しました、埼玉県ふじみ野市のプール事故直後、東部公園プールに出向き、排水口の蓋の固定、及び「吸い込み防止金具」の設置状況について現地確認を行い、目視により固定及び設置されていることを確認しました。

８月２日には、文部科学省から、「水泳プールの安全管理について」の調査依頼があり、各学校関係者等によるプールの潜水調査をいたしましたところ、小学校１０校、中学校８校の合計１８校、そして、市民総合体育館及び萩山公園プールに、「吸い込み防止金具」が未設置であることを確

認し、文部科学省へ報告を行いました。

次いで、8日には、文部科学省から、今回の調査結果が暫定的に公表され、不備のあるプールの使用中止の要請が通知されました。

この通知を受け、同日、「安全確保のための構造の改善が講じられるまでの間、プールの使用中止をする。」こととし、特に学校プールにつきましては再確認することといたしました。8日午後5時までには、市教育委員会の担当者が学校プールに潜水し、再度の確認をした結果、「吸い込み防止金具」の設置が確認されたのは、その時点で小平第三小学校及び上宿小学校の2校のみであったため、この2校を除き、プールの使用中止を正式決定し、直ちに各小中学校に対して通知をいたしました。

また、委員の皆様への御連絡とともに、市民の皆様へは、「こげらネット」により、東部公園プール、並びに小平第三小学校及び上宿小学校を除く合計27施設において、プールの使用中止を伝える記事を掲載し、お知らせさせていただきました。

なお、修繕等による使用中止の期間は、8月9日から、「安全確保のための構造の改善が講じられるまでの間」とし、この時点の予定としましては、18日までの10日間とさせていただきます。

8月10日には、文部科学省から、関係省庁連絡会議の申し合わせによる「プールにおける安全確保のための緊急アピール」が出され、水泳プールの各管理者において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果の掲示について要請されました。

当該掲示は、体育課所管のプールは15日に掲示し、小・中学校プールについては、各学校へお願いし、21日以降掲示されているところです。

また、8月9日から実施しました「吸い込み防止金具の設置工事」は、使用中止の27施設のうち、小学校3校は修繕の必要がないことが判明し、結局小・中学校の22施設と市民総合体育館、萩山公園プールの合計24施設で行いました。17日までには、23施設の修繕が完了し、25日の小平第三中学校を最後にすべて完了いたしました。

市教育委員会では、夏休み後半の水泳指導等に、なるべく影響の出ない緊急の工事施工を、関係業者をお願いしたもので、修繕が済み次第、各プールは再開され、学校では早いところでは14日に再開され、市民総合体育館、萩山公園プールも、15日に再開されました。

以上の概要につきましては、お手元に配付してございます9月1日付、教育委員会だよりにて保護者の方々、市民の皆様にお知らせするとともに、お詫びの記事を掲載いたします。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項(3)小平市立上宿公民館の臨時休館についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（３）小平市立上宿公民館の臨時休館について、報告いたします。資料No.5をご覧ください。

小平市立上宿公民館におきまして、９月１１日（月）から同月２２日（金）までの１２日間、エレベータ機械室内のアスベスト除去工事を行います。

除去作業自体は、９月１５日（金）までに完了いたしますので、臨時休館は同月１１日（月）から１５日（金）までの５日間といたします。

なお、９月１６日（土）から同月２２日（金）までは、後処理と片づけなどの作業を行います。作業に支障がありませんので通常に開館いたしますが、エレベータ機械室に隣接するホールを資材置場や作業場所として使用しますので、ホールにつきましては引き続き、同月２２日まで貸し出しを中止いたします。

また、臨時休館につきましては、市民のみなさまには８月２０日号の市報でお知らせし、工事にかかる近隣住民説明会を８月２２日の夜間に実施いたしました。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

#### ○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

#### ○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、５件でございます。

初めに、受付番号（３９）でございます。事業名は平成１８年度一橋大学秋季公開講座、主催団体は国立大学法人一橋大学、実施期日は平成１８年９月３０日から１０月２８日の毎週土曜日、会場は一橋大学国立キャンパスでございます。毎年承認しており、内容は、インターネット、法律、金融関係の講座で、受講料は各講座５回で６，２００円でございます。

次に、受付番号（４０）でございます。事業名は中央大学公開講演会、主催団体は中央大学及び中央大学小平白門会、実施期日は平成１８年１０月２６日、会場はルネこだいらレセプション

ホールでございます。毎年使用承認しており、内容は、講演「もし、あなたが裁判員になったら」ということでございます。入場は無料でございます。

次に、受付番号（４１）、事業名は社会福祉事業協賛「ポップサーカス立川公演」、主催団体は読売新聞東京本社、実施期日は平成１８年１０月２８日、会場は立川市新庁舎建設予定地でございます。今回初の承認で、内容は、子どもからお年寄りまで楽しんでいただける健全娯楽としてのみならず、社会教育、体育教育の一助となればとの目的のもと、ポップサーカスの公演を開催するものでございます。入場料は、大人は前売り券で２，５００円、当日券で２，８００円。子どもは前売り券で１，２００円、当日券で１，５００円でございます。

次に、受付番号（４２）、事業名はユネスコ・セミナー（第１回）、主催団体は小平ユネスコ協会、実施期日は平成１８年９月１７日、会場は小平市中央公民館視聴覚室でございます。今回初の承認で、内容は第一部がビデオ上映と講演。第二部が小平のユネスコ協会の活動についてのビデオ上映でございます。入場料は無料でございます。

終わりに、受付番号（４３）でございます。事業名は第４５回東京都図画工作研究大会北多摩大会、主催団体は東京都図画工作研究会、実施期日は平成１８年１２月１５日、会場は府中市立若松小学校及び府中美術館でございます。今回初の承認で、内容は研究授業公開、研究分科会、全体研究会を通じて、図画工作科のあり方や果す役割を、日常の子どもの姿を起点に研究を進めていく。また、府中美術館と連携して研究を進めるというものでございます。参加費は無料でございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（７月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

７月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をさせます。

#### ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

#### ○大橋教育部理事

初めに交通事故についてです。交通事故は、小学校の管理下で１件、管理外で１件ありました。中学校ではありませんでした。

①小学校１年女子が、登校中、歩道で対抗してきた自転車に接触し、左目周辺に切り傷を負っ

たもの。

②小学校5年女子が、帰宅途中に道路を横断中、バスのかげにいた車と接触し、足首を打撲したものの。

次は一般事故についてです。一般事故は小学校では管理下で9件、管理外で1件ありました。中学校では管理下で5件の一般事故がありました。

小学校の登下校時の事故としましては、①、小学校3年女子が、登校中、右手で持っていた傘が右靴のかかとにはまり、転倒し、前歯を折ったものです。

休み時間、放課後等の事故としましては、②、小学校1年男子が、休み時間中、廊下でつまずいて転倒し、あごを打撲したものの。

③小学校4年男子が、休み時間中、廊下で他の児童とふざけていて転倒し、後頭部を打撲したものの。

④小学校6年男子が、給食終了時、登校のときに捕まえたマムシに指をかまれたものです。これはかまれたといっても、触った程度だったらしく、養護教諭とともに病院に行き、塗り薬を塗るなどの治療をしました。

⑤小学校1年男子が、清掃時間中、廊下を雑巾がけしていたところ、前につんのめり、前歯を打撲したものです。

授業中の事故としましては、⑥小学校1年男子が、生活科の授業中、近くの公園の遊具から落ち、ひざに擦り傷を負い、あごに切り傷を負ったものです。これはあごの裂傷で6針縫っています。

⑦小学校5年女子が、家庭科の授業中、他の児童が投げた消しゴムが左目に当たったものです。

クラブ・部活動中の事故としましては、⑧小学校3年男子が、夏季水泳指導中、自由泳ぎの時間におぼれ、低酸素による意識障害及び肺炎・肺水腫を引き起こしたものです。この事故については最後に説明させていただきます。

学校行事中の事故としましては、⑨小学校6年女子が、移動教室でやぎ舎を見学中に、鉄製の柵のようなものに頭をぶつけ、切り傷を負ったもの。これは出血していたため、救急車を要請し、病院に搬送しました。前頭部裂傷ということで、2針縫合しました。

管理外の事故としましては、⑩小学校4年男子が、小学生のための英会話教室でカードを取り合うゲームをしていて転倒し、机で頭を打撲し、唇を切ったものです。

次に中学校で発生した事故について説明をします。

授業中の事故としましては、⑪、⑫中学校2年男子2名が、体育の授業中、フラッグフットボールの練習をしていて、生徒同士がぶつかり、一方が上あごを打撲し、他方が頭に打撲と切り傷を負ったものです。

クラブ・部活動中の事故としましては、⑬中学校1年女子が、バレー部の活動中、うつ伏せでオーバーハンドパスの練習をしていたときに、顔を地面に打ち、歯を打撲したものです。

⑭中学校2年男子が、サッカー部の活動中、心臓に痛みを覚えたというもので、これは救急車を要請し、病院に搬送されました。診察の結果、特に問題はないということでありました。

⑮中学校1年男子が、卓球部の活動中、階段でトレーニングをしていて転倒し、左腕を骨折したものです。

以上が7月に報告された事故の概要です。

このうち⑧につきまして、詳しく説明をします。これは、小平第七小学校で起こった第3学年男子事故の溺水事故について報告をいたします。

7月25日（火曜日）、午後2時17分ごろ、小平第七小学校のプールで同校の第3学年男子児童が溺水しました。当日夏季プールの終了前の自由泳ぎの時間に、第3学年男子児童1名が溺水しているのを他の児童が発見し、指導教諭によって引き上げられました。発見時、当該児童は意識不明の状態、直ちに教員により口腔内の吐瀉物の除去と、人工呼吸が行われました。同時に119番通報をし、救急隊が到着後、心肺蘇生が開始されました。その後救急車で昭和病院に搬送され、そのまま集中治療室に入りました。自呼吸はみられましたが、意識不明の状態が続き、7月26日（水曜日）夕方には回復の兆しがみられ、27日（木曜日）朝には問いかけに対して確実に返答するまでになり、31日（月曜日）午後6時ごろ無事退院しました。

当日の学校プールの気温、水温、塩素の濃度の問題はありませんでした。事故の原因については、当日、25日（火曜日）、午後3時50分と翌26日（水曜日）午前10時に警察が現場検証を行っています。回復した本人の話によりますと、事故にあった児童は水中で前回りをしていて、その後のことは覚えていないということでございました。医師からは学校の初期対応が早かったという話をいただいています。

事故後、小平第七小学校では、8月1日（火曜日）午後3時より、保護者対象の説明会を行い、約2時間校長より事故発生時の状況、学校の対応、今後のプール指導時の安全管理等についての説明を行いました。市教育委員会の対応としましては、以下の4点でございます。

1点目は通知文の発出でございます。7月25日に「水泳指導中の事故防止について」、また26日には「水泳指導中の児童生徒の安全管理の徹底について」という通知文を発出しました。

2点目は臨時校長会の開催です。7月26日、午後4時30分から市立小学校長を対象に、臨時校長会を開催しました。そこで事故の概要を説明するとともに、再発防止のための指導管理体制の強化について周知しました。

3点目は、臨床心理士の派遣です。7月30日から8月1日までの3日間、市の教育相談室から小平第七小学校へ臨床心理士3名を派遣し、児童等を対象に相談に当たってもらいました。

4点目は、夏季プールの実施状況の視察です。市教育委員会担当者が、小・中学校全校の夏季プールの実施状況を視察し、安全な指導について周知しました。今後の対応ですが、今後はプール指導開始前の時期に研修会等を実施し、一層の安全指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、日程を変更いたしましたして、教育長報告事項（7）欠勤等を行った小平市立学校教職員の取扱いに関する要綱の一部改正について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

教育長報告事項（7）欠勤等を行った小平市立学校教職員の取扱いに関する要綱の一部改正について、報告いたします。資料No.9をご覧ください。

本件は、東京都教育委員会において、「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」が改正され、欠勤等の取扱いについても整理されましたことに伴い、本市においても同様に、本要綱に教職員の欠勤事故について報告する基準日数等、及び、日数算定における換算方法を整理し、欠勤等に関する取扱いを明確にするものです。

なお、詳細につきましては大橋教育部理事から説明させます。

#### ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

#### ○大橋教育部理事

「欠勤等を行った小平市立学校教職員の取扱いに関する要綱」の一部改正について説明いたします。

本年4月に、東京都教育委員会が実施しました処分量定の改正の基本的な考え方というのは、欠勤はサービスを根底から揺るがすものであり、欠勤に対してはより厳正な処分が必要であるというものです。

これから御説明する欠勤等に関する要綱の改正は、欠勤に関する処分量定が重くなったということに伴う改正でありまして、主として基準日数等が変更になっています。

お手元の別紙をご覧ください。

第1点目でございますが、要綱第3「校長等による注意」についてです。校長等から当該職員への文書による注意及び指導が、従来無断欠勤1日であったものが、今回の改正で、届出のない遅参もしくは早退もしくは時間単位の無届欠勤を行ったときへと変更されました。

第2点目は、要綱第5「事故報告」に関するものです。校長等から東京都教育委員会への事故報告について、従来は無届欠勤3日であったものが、今回の改正で、無届欠勤1日へと短縮されました。

1日でも無断欠勤をした場合は、速やかに、都教育委員会へ事故報告を提出する必要があるということでございます。

また、当該欠勤により、学校運営または教育活動への重大な支障が認められる場合等も、発生から7日以内に、市教育委員会を経て、都教育委員会へ報告するということになりました。

第3点目は、要綱3別表についてです。欠勤等の日数の換算についてですが、換算値が変更になりました。

4時間以上の届出のない遅参または早退、無届欠勤が、無届欠勤1日から、当該欠勤等2回で無届欠勤1日に換算されることになりました。

また、4時間未満の届出のない遅参または早退、無届欠席が、当該欠席等2回で無届欠勤1日に換算されることになりました。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題ですが、教育長報告事項（6）並びに議案第16号及び第17号につきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容です。後ほどお諮りしますが、これらにつきましては非公開で扱いたいと存じます。

したがいまして、教育長報告事項の（1）から（5）まで及び（7）につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

#### ○伊藤委員

資料No.4の市内小中学校プールと安全対策についてですが、今回のことは本当に迅速な対応を行っていただいて、御苦勞さまでした。先日から子どもたちが再びプールに通う姿を見て、夏休みの当然のような光景でしたけれども、今回は改めて喜ばしい光景と感じられました。

ところで、文部科学省としては10年前の通達で、吸い込み防止カバーの設置を通知していたと聞いておりますけれども、小平市の場合、小平第三小学校と上宿小学校が設置されていたということで、ほかは未設置のところと比較的多かったように思われます。これは、その通知があったときに、まず2校始まって、その後何らかの理由で頓挫してしまったのでしょうか。それとも、たまたま最初から小平第三小学校なりは設置が、排水口と一緒にされていたのでしょうか。その辺の事情を今後のためにも伺いたいと思ひます。

#### ○阿部教育庶務課長

文部科学省の通知がありましたのは、今伊藤委員が言われましたように、10年前、平成8年でございます。平成8年当時に、初めて二重の安全の設置をしなさいという通知が出ております。その当時の関係者にも聞いたところですが、その通知を受けて安全装置を施したという記憶はないということでございます。ですので、2校、小平第三小学校と上宿小学校につきましては、なぜ設置されているかということについては、詳細は不明です。

以上でございます。

#### ○屋間教育部長

ちょっと補足をさせていただきます。

平成8年の段階で通知がきたときに、いろいろな解釈のしようもあったのですが、特にその段階で重大な事故を意識するようなものではありませんでした。それで、その後、我々としては外側の、いわゆるネットというか、一番皆さんの足がふれるところですね、そのところの安全の確認というか、それを優先したということです。それで、そこについては完璧な形で一応行ったということで、今回の文部科学省の要請なり何なりというのは、ちょっと我々としては非常に、屋上屋を重ねるような感じで、さらに多くをしなさいということのところ、現実に学校プールに水が張られているわけですので、なかなか厳しいお話だったということです。2日間で、奥の方の吸い込み金具を確認しなさいという話だったわけですが、我々当初、いわゆる一番外側のところが閉じられているということで、安全は確認されているということで認識はあったんですね。ところが、やはり文部科学省の方より要請という形になりましたので、これはやはりもう一回やろうという、点検しようということで、今回の措置に至ったということでございます。したがって、平成8年の段階の通知を意識して改修をしたというようなことではなしに、その後実際として安全を損なうところは優先したというのが実態のようでございます。

以上でございます。

#### ○伊藤委員

たしかにおっしゃるとおりだと思います。その辺のところは、10年前に文部科学省が通知したのも、その前2件ほど排水口の上の蓋のところでの死亡事故が起きていたことから、念のための、まずその排水口、さらに奥の方もという通知だったように私も理解します。それが今回ふじみ野市の事故を受けて、さらに安全性を高めようということでの通知かと思います。

今お聞きしたのは、吸い込み防止金具が設置されていた学校と設置されていない学校があったものですから、例えば耐震工事のように、多額のお金がかかり、補助金も出るというような事業においては年次計画を立てて進めていくものしょうけれども、命にかかわるということでは同じかと思いますが、こういった工事に関して、年次計画を立てて段階的にやっていくということが、どこかでどのようなふうになっていったのかということが不明だったものですかからお聞きした次第です。

#### ○小池委員

今のプール事故の件なんですけれども、もう一言つけ加えさせていただきますと、大体こういうような安全問題というのはトラブルが起こるまで、大体忘れたころに起こるんですよね。ですから、ちょうどたまたまこれが10年目という話なんです、これからまた10年後にまた可能性があるんですよね。そのときは、これとは少し違った形かもしれませんが、やはり10年とは申しませんが、やはり定期的にこういうものは点検をするように、何か要領なり何なりをきちんとつくっておかれたほうがいいのではなからうかと。

それから、またつくるだけでなく、ほかにも何かこういう似たような、エレベータとか、そういうものでないかどうか、もう一回検討していただいて、そういうものも含めまして、こう

いう安全対策を定期的に見直すという体制づくりが必要ではないかと思いましたが、一言つけ加えさせていただきます。

#### ○阿部教育庶務課長

今の点検ですが、プールの水抜きを年1回、通常ですと5月ごろだったと思いますが、行います。そのときに定期的に点検をしてまいりたいと考えております。児童のほかの安全施設につきましても、点検の方を抜きなくやっていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○吉田委員

私もプールの事故の件で、お尋ねしたいと思います。

今回は教員の初期対応といいますか、応急処置が非常によかったことが、一命を取りとめる要因になったのではないかというふうに思われます。そういった面で、今回の小平第七小学校の先生方に対しましては、日ごろの研修、あるいは訓練の賜物であったのではないかというふうに感じております。

それで、ほかの学校の先生方に対しましても、やはり同じような研修が十分になされているのかということをお尋ねしたいと思います。

#### ○大橋教育部理事

各校で、心肺蘇生等につきましては、全員ができるようになることを目的に研修を行っています。また、AEDも設置されましたので、そのAEDの操作方法についても合わせて研修を行っています。一校一校ではなくて、幾つかのブロックに分かれて、その会場に行って研修を行うという形ですけれども、一応全教員が操作できる、心肺蘇生もできるという状態になっています。

#### ○伊藤委員

同じく小平第七小学校の件ですが、本当に初期対応がよかったということで評価されることだと思います。詳しい説明でずいぶんわかりましたけれども、今後の課題として挙げられることがあったらお話ししたいのと、それから保護者会ではどんな質問が、主だったところであったでしょうか。

#### ○大橋教育部理事

まず保護者会の方ですけれども、当初1時間という予定だったのですが、実質上2時間以上にもなりました。なぜ伸びたかといいますと、質問が多かったからです。その質問のほとんどは、後期のプールをいつから再開するのかということと、それからその後期のプールはきちんと安全に、万全の体制で臨んでくれるのかについての質問が何人もの方から出たというようなことを聞いております。それに一つ一つ、校長一人が丁寧に対応して行って、また会が終わってから何

人かのお客様方に囲まれてお話を聞かれるというような状況がありまして、大変長くなりました。

今までは指導員4人で指導していたのですが、後期は5人に増やすというようなことを、説明しています。

それから、2つ目は、一応プールの隅々に教員がいるわけですが、その教員がやはりプールの中をクロスで見ていくという、死角をなくしクロスで見ていくということについては、本当に徹底していきたいと考えます。プールサイドに立っていても、周辺だけ見ていたのでは何の意味もないわけで、お互いにクロスで見て、死角をなくすという、そこら辺は注意していきたいということです。

以上です。

#### ○堀内委員長

保護者の間から、特に事故が起きたことについての、責任追及的な発言というのはなかったようですか。

#### ○大橋教育部理事

その説明会では、多少そういう雰囲気があったように聞いております。当該の保護者とは今校長が接触しているということで、やはりそのときの心痛というか、心労は計りしれないものがあるので、なかなか割り切れないということで、今校長の方で対応しているところでございます。

#### ○堀内委員長

わかりました。プール関係は大体よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございましょう。

無断欠勤等という、要綱の改正なんですけど、この無断欠勤は学校現場においてかなりあるんですか。

#### ○大橋教育部理事

本市においては、昨年度は一人もおりませんでした。

#### ○堀内委員長

よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

#### ○堀内委員長

それでは、教育長報告事項の(1)から(5)まで、及び(7)を終了いたします。

(議案)

○堀内委員長

次に、日程を変更いたしまして、議案を先に審議します。

議案第13号、平成18年度教育予算の補正の申出について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いします。

○坂井教育長

議案第13号、平成18年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、教育予算にかかる歳入及び歳出についての補正の申出をするものです。

歳入については、中学校への防犯カメラの設置にかかる教育費都補助金につきまして、575万円の増額でございます。

歳出については、1,380万円の増額でございます。内訳といたしましては、中学校費につきまして、中学校への防犯カメラの設置にかかる、1,280万円の増額、保健体育費につきまして、天神グラウンド防球ネット修繕にかかる、100万円の増額でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。御質問ありますか。

—なしの声あり—

○堀内委員長

よろしいでしょうか。それでは、質疑を終結して討論に入りますが、御意見いかがでしょう。

—討論省略の声あり—

○堀内委員長

特にないようでしたら、討論を省略して採決を行います。

議案第13号、平成18年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○堀内委員長

それでは、御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

続いて、議案第14号、小平市平櫛田中彫刻美術館用地取得の申出についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

#### ○坂井教育長

議案第14号、小平市平櫛田中彫刻美術館用地取得の申出について、説明いたします。

本案は、小平市平櫛田中彫刻美術館用地を取得することについて、地方自治法第238条の2第2項の規定により、市長に協議を申し出るため、提案するものでございます。

当該土地は、お手元の資料に表示した箇所で、小平市学園西町一丁目1174番11外7筆となっております。

実測した結果、地積は1,925.01平方メートルでございます。

現在この土地は、小平市と所有者である平櫛弘子氏と賃貸借契約を結んでおりますが、これを解除し、11月1日ごろ売買契約を締結する予定でございます。

購入価格は10月の財産評価審査会で決定されますが、当初予算の4億7,000万円の範囲内となる予定でございます。

なお、現在記念館として公開している建物につきましては、土地の取得にあわせて、御寄附いただく予定となっております。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

御質問ありましたら、どうぞ。

ーなしの声ありー

#### ○堀内委員長

よろしいですか。

それでは、討論に入ります。御意見ございませうか。

ー討論省略の声ありー

#### ○堀内委員長

よろしいですか。それでは、討論を省略して採決を行います。

議案第14号、小平市平櫛田中彫刻美術館用地取得の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませうか。

ー異議なしの声ありー

**○堀内委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第15号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

**○坂井教育長**

議案第15号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出について、説明いたします。

小平市立小川グラウンドは、土地所有者の御協力により賃貸借契約を締結し、昭和50年8月に開設し、31年間にわたり、主に野球練習等を中心とした体育施設として市民の利用に供してきたところでございますが、平成19年3月31日の賃貸借契約の期間満了に伴い、契約を終了し、小川グラウンドを廃止させていただくものでございます。

このことに伴い、同条例別表の「小平市立小川グラウンド」についての項目をすべて削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

御質問、あるいは御意見等ございますか。

ーなしの声ありー

**○堀内委員長**

よろしいでしょうか。討論の御要請もございませんので、討論を省略して採決を行います。

議案第15号、小平市立体育施設条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○堀内委員長**

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項(6)並びに議案第16号及び第17号でございますが、先ほど申し上げましたように、個人のプライバシーを含んだ内容でございます。したがって、こちらについては、非公開で審議をいたしたいと存じます。

議決は、挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

#### ○堀内委員長

挙手全員であります。賛成が3分の2以上でございますので、非公開と決定いたしました。関係者以外の方は、御退席をお願いします。

ここで休憩をとりたいと存じます。まもなく15時でございます。したがって、15時15分までの休憩としたいと思います。

午後3時00分 休憩